

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書、本要領及び現物等を熟知の上、入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産売払公示書で指定する提出期限及び場所（以下「指定する期限等」という。）に提出しなければなりません。

なお、入札参加資格については事前審査を行い、入札受付開始期日の10日前までに、入札参加申込書を提出した者に対して、審査の結果を通知します。

第4条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第5条 入札は、契約担当官から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（令和8年1月8日（木）から1月19日（月））まで（必着）に、東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課あて簡易書留郵便により郵送又は持参によって、提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第6条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を契約担当官から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関（ゆうちょ銀行、ATM及びインターネットバンキングを除く）から、東海農政局の預金口座（口座番号等：振込依頼書記載のとおり）に振り込んでください。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと契約担当官の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

2 入札保証金提出書に記載する入札者の住所、氏名は入札書と一致させてください。

3 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

4 振込依頼書には、必ず物件番号を記載してください。

5 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第7条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。

第8条 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入して下さい。ただし、入札保証金を返還する場合、インターネットバンキングへの振込みはできません。

第9条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第10条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1参照）について入札前に確認しなけれ

ばならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- 8 第6条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
- 9 第6条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
- 10 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 11 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- 12 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は「別紙2」参照）
- 13 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 14 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 15 入札関係提出書類に虚偽の記載があるもの

第12条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。

なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入室に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第13条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

第14条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知します。

第15条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、当該入札の入札者を対象として再度の入札を1回実施します。再度入札の実施要領については、第14条の通知と併せて送付します。

第16条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第17条 入札保証金は、落札者を除き、第8条に規定する方法により速やかに返還します。

第15条に該当する入札者に対しても返還しますので、再度入札を希望する方は改めて入札保証金の納付が必要になります。

なお、落札者の入札保証金は、売買代金又は第19条に規定する契約保証金に充当することができます。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の返還を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を返還します。

第18条 落札者が落札決定の日から30日以内に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第19条 落札者は、契約締結しようとするとき、第17条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を契約担当官の指定する預金口座へ振り込む方法により納めなければなりません。

第20条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第21条 入札をした者は、入札後において、国有財産売払公示書、本要領及び現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第22条 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建ぺい率」、「容積率」等を農林水産省又は東海農政局のホームページにおいて公表します。

2 契約を締結した場合には、前項の記載事項に加え「契約日」、「契約金額」、「契約の相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」等を農林水産省又は東海農政局のホームページにおいて公表します。

3 前2項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第23条 本要領に定めない事項は、全て会計法令の定めるところによって処理します。

暴力団排除に関する誓約事項

私、(団体である場合は当団体)は、下記 1 から 3 までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

※ 入札書の提出をもって、この誓約事項に同意したものとします。

○ 予 算 決 算 及 び 会 計 令 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国 有 財 産 法 (抄)

(職員の行為の制限)

第 16 条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）